

2017年10月19日
No. 0055
働くルールの確立で
人間性の回復を

明治乳業争議団 ニュース

発行 明治乳業争議団
連絡先 〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
☎・Fax 047-332-5698
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

道理ある地裁「和解勧告」をも拒否 孤立深める意寿王企業体質の明治、必ず解決局面を！



東京地裁民事19部春名裁判長は、原告、被告中労委、参加人会社の主張・反論書面を踏まえた上で、10月2日の進行協議において「和解勧告」を行いました。しかし、会社代理人は裁判

中労委命令及び地裁「和解勧告」をも拒否する(株)明治

中労委が明乳「全国事件」に発した命令(1月11日)は、主文こそ「棄却」ながら、申立人らを敵視した不当労働行為意思について、「(会社は)非難を免れ得ない」と断罪し、差別についても「職分格差」その帰結としての賃金格差」が存在していたのは紛れもない事実」と明確に指摘。そして、異例にも「第5付言」を特記し、当事者双方の互譲による合意をもって紛争の全面解決を目指すべきことは自明の理である」と解決への道筋を示し、殊に会社に対して、より大局的見地に立った判断が強く期待されている」と提起する等、潮目の変化が実感できる命令です。

これが「第三者機関の判断に従う」姿勢なのか

長の二度に及ぶ和解に向けた意思確認に対し、異常にも頑なに「応じられない」と拒否の姿勢を貫いたのです。

これまで会社は、株主総会において争議解決を求める質問に「対し、第三者機関の判断に従います」との答弁を繰り返してきたのです。しかし、中労委命令の「和解提起」や裁判所の「和解勧告」を、何らの検討もなく拒否する態度は、自ら公言してきたことすら、乱暴に否定する大義も道理もないものであり、断固として抗議するものです。しかし、これによって中労委命令を契機に生じた「潮目の変化」が変わるものではありません。争議団と支援共闘会議は、さらに異常企業体質を告発し包圍する運動と東京地裁での攻勢的な闘いを両輪に、中労委命令の事実認定の到達点を全面解決に結実させることをめざし奮闘する決意です。

全国事件弁護団決意



これまでの到達点をさらに前進させ、勝利判決を得るために必要かつ十分な闘いを、短期に全力で取り組む決意である。

こうなれば、裁判で、会社包圍などで会社を和解に追い詰めるしかない。早期解決をめざし、弁護団は裁判闘争を迅速かつ効果的に闘う。

弁護団事務局長 金井克仁弁護士
東京法律事務所

進行協議期日において、原告らの見守る中、裁判所からの和解勧告を会社は拒否した。拒否した会社に対し再考を促すように、裁判長は裁判所が和解案を提示しても応じられないかと尋ねたが、会社は即座にこれを拒否した。争議の解決を会社に求めた 中央委の付言、それに答えた裁判所の和解勧告、会社は公的機関からの和解を明確に拒否したのである。

“人間の叫び、続けて半世紀 不屈の人々 明乳争議団に栄光あれ！”

闘いの記録運動、ありがとうございました。32名の明乳争議団の皆さんに心からの敬服を送ります。

1961年市川工場操業から2000年閉鎖まで39年、その後も、今も人権蹂躪と差別と闘い続けています。「明乳特高」は遂にあなた方を屈服させることはできませんでした。戦前、拷問に耐え、或いは獄死に至った人たちを私たちは「不屈の人々」と呼んでいます。あなた方は、戦後の文字通りの不屈の人々の称号に値する人々です。「俺たちは人間だぞ」と闘い続けて半世紀を過ぎました。よく闘いました。立派です。私はあなた方が、生ける「不動尊」に見える時があります。皆さんの中から共産党や大衆団体の活動家が6人近く輩出しています。

明乳市川工場は、その点では突出した素晴らしい名誉ある工場です。明乳市川工場の名は明乳争議団とともに永久にその名を歴史に刻むでしょう。

私に提案があります。工場跡の防災公園の一角に、小さくていいですから「ここに明乳争議団ありき」の石碑を立てたら、と思っていますがどうでしょうか。

前田堅一郎さん・元千葉県議会議員(日本共産党)



◎ 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟・市川浦安支部版「不屈」より編集者の了解を得て転載。

東京地裁 (民事19部)

第4回 口頭弁論期日 12月11日(月) 第5回 口頭弁論期日 2月19日(月)
10時 527号法廷 10時 527号法廷

東京地裁「和解勧告」拒否に抗議の座り込み継続



第25次座り込み 11時~13時
11月14日(火)
第26次座り込み 12時~13時
12月19日(火)

第24次座り込み行動まで、延べ820団体・1744名の参加、時間にして69時間の中で、経営判断による自主的な争議解決の決断を求めてきました。2月17日中労委命令は「棄却」でしたが、不当労働行為も差別もあったとの事実認定を勝ち取り、自主解決に応じよと座り込み行動に。4月東京地裁に行政訴訟、10月2日東京地裁の「和解勧告」をも受け入れ拒否。抗議の座り込みを継続しています。

株)明治 京橋エドグラン 前です。最寄り駅 銀座線・京橋駅7番、5番一です。これから寒さ厳しくなりますが、ご支援よろしくお願ひします。

争議団と支援共闘会議 3省・官房と交渉

— 明治の異常企業体質是正を求め —



一方、内閣官房オリパラ事務局には、明治HDが東京オリピック・パラリンピック組織委員会と結んでいるスポンサーシップ契約の見直しをせまりました。

五輪スポンサーシップ契約の見直しを要請

同契約は、食の安全確保とあわせ労働安全・人権尊重などの面で健全な企業である必要があります。しかし明治にはその資格がまったくないブラック企業であることを訴え、見直しの指導を求めました。

食品一般ユニオンが明治乳業争議の早期解決を求めて、国際労働機関（ILO）に「結社の自由への重大な侵害（ILO 98号違反）」是正を今年2月に申し立てていた件に、7月、スイス本部が受領



9月22日 3省交渉内容を厚労省記者会見

食品ユニオンのILO申立てを受領 厚労省に「早期解決」の所見提出を要請

これを受けて食品ユニオンは、争議団等の省庁交渉とあわせて厚労省に「所見提出に対する要請」をおこない、この中では「中労委は厚労省の管轄下で国の機関であり、所見提出に際したは中労委が発した「付言」の方向を尊重し、早期解決をうながす立場で報告されることを強く求めました。同省によると、すでに「〇」から要請書が届いており現在、調査作成中であるとい

明治乳業争議団と支援共闘会議、食品一般ユニオンは9月21日、衆院第1議員会館で、会社明治が「食の安全」を確保し長期争議の話し合いによる解決を指導するよう農林水産省、厚生労働省、内閣官房に要請しました。要請には斉藤和子衆院議員（日本共産党）が同席し、当該からは各団体12名が参加しました。

小関団長が争議経過で、東京地裁が会社に対して和解を打診しているなど局面が大きく変わっているなどを報告。また明治が食品事故や不祥事を起こしている事実、食品事故35件、死亡事故7件、労働争議12軒など資料を示しながら指摘、善処を強く求めました。各参加者からも強く要請する発言が多く出されました。

潮目の変化に確信をもち解決局面めざし奮闘

中労委命令の大きな特徴は、再審査申立人 全国9事業所32名だけでなく、市川工場事件申立人 32名）をも含めて集団と判断し、1960年代まで遡り不当労働行為の事実を丁寧に認定したことです。また、格差の存在についても市川事件申立人らも含めて集団間比較を行い、昭和55年頃までに生じた格差としながらも、職分格差が存在している」と認定します。しかし、労組法27条2項（除斥期間）を理由に、救済年度（平成5年）の不当労働行為とは判断できないとしたのです。

命令を契機に解決局面に向け大義ある攻めの運動

この種事件の判断要件に基づいて、これだけ明確に不当労働行為と格差の存在を認定したのは、明乳争議32年の闘いで初めてです。争議団と支援共闘会議は「潮目の変化」を確認し、株）明治及び明治HDに解決を求める闘いを、大義も道理もある要求」と位置づけ、解決に向け「必要なことは全てやり切る決意」で奮闘しています。

東京地裁の早い段階で道筋を切り拓く決意

中労委命令の三つの特徴 ① 主文棄却② 不当労働行為・格差の明確な認定③ 「付言」で会社



9.14東京地 評争議支援総行動（株）明治・京橋エドグラン。行動前ライブ「井桁賢一とデキシーユニオン」演奏。

①社前 座り込み行動」は、10月で24次に及び、株）明治の本社が京橋エドグランに移転してからは、本社への要請団配置やプラスターの活用などインパクトのある行動として定着② 本社要請を拒否されるなか、川村 株）明治社長、松尾明治HD社長、浅野明治HD相談役、中山 株）明治名誉顧問の四役員宅要請を昨年正月から毎月行い、同時に近隣へのチラシポスティングも定着させ、最近ではご婦人など家族が応対する

様々な角度から解決迫る包囲行動



「和解解決」追求しつつ 逆転判決への立証尽くす

等の変化③争議開始の1985年以降、第一勧業銀行がみずほ銀行に再編後も継続している要請行動も全国各申立地の支店も含め、筆頭株主として腰を据えた対応を」と強く要請④ 異常企業体質の是正指導を求める厚労省・農水省・内閣官房などへの行動。⑤ ILOへの申立とその活用。⑥ 異常企業体質の告発・包囲をめざすマスコミ活用など等、可能なことは全てやり切る決意」で奮闘しています。

治HDに解決の決断を求める包囲運動に総力を挙げています。